

三重県病院事業庁医療事故の包括的公表について

H15.6.5

三重県病院事業庁は、県立病院で発生した医療事故の事実と対応策を公表することにより、医療の透明性を高め、県民の信頼を向上させるとともに、他の医療機関への情報提供にもなると判断し、平成14年7月に「三重県病院事業庁医療事故等公表基準」を策定し、8月から運用を開始しています。

同基準に基づき平成14年度中（H14.8.1～H15.3.31）に発生した医療事故で、包括的に公表する事例は次のとおりです。

事故の概要	原因	対応策	レベル
鼻注用注入薬を点滴により静脈内へ投与したが、適切な処置を行った結果、障害は発生しなかった。	基本的な業務である注入時のルートの確認ミス。	鼻注用器具が点滴用器具に接続できないように改善した。	1
手術時に使用した医用材料を体内に置き忘れたが、手術直後に再手術を行い、取り除いたため、入院期間の延長はなかった。	手術中及び手術終了時点での医用材料の回収確認が不十分であった。	手術時に医用材料の回収ミスがないようにマニュアルを見直した。	1
MRSA 感染による乳腺炎が2例発生した。	原因は特定できなかったが、乳腺マッサージの際の手の消毒が不十分であった可能性もある。	感染防止のために、手洗いを徹底し、ディスポ製品（使い捨ての製品）を使用する。	2
別の患者様の向精神薬を誤って投与したが、適切な処置を行った。	患者様の確認を十分行わなかった。	投薬時は患者様の確認を徹底する。	1

その他

院外薬局での調剤過誤が確認されたので、地域薬剤師会に適正な執行を依頼しました。